

近代平塚地域の報徳運動

はじめに

天保九年（一八三八）、相模国大住郡片岡村（平塚市片岡）の地主大澤市左衛門・小才太父子は二宮尊徳の指導を受けて居村での報徳仕法¹片岡村仕法を開始した。嘉永三年（一八五〇）、大澤小才太は周辺地域の地主・商人家の養子となった弟らとともに、世話人として克讓社を結成、片岡村仕法を一村を越え地域の総体的な復興を目指す克讓社仕法へと発展させた。しかし、その後、世話人家の火災や水害などにより活動は停滞し、慶応四年（一八六八）の維新動乱を直接の契機として克讓社は解散することになった。¹

その後、大澤家は明治五年（一八七二）、地租改正を前にした村民の土地還付要求に応じて「宝永・正徳以降、村民より購求する処の田産高二百石余悉く本金を以て之を旧地主に還付して家法を一変」させた。これについて大澤小才太は「先生の訓に曰、君子足らざるを憂ひず均しからざるを憂ふ、貧しきを憂ひずして安からざるを憂ふ、予其訓に従ふのみ」と尊徳の教えに従った行動であると述べている。²しかし、約三〇〇石の所持地からの富を再分配して実施される大澤家による報徳仕法は、この土地還付で同家の村内所持高が七〇石余に激減した³ことにより実施不可能となった。このように大澤家により開始された報徳仕法は明治初年までに終焉、実施

基盤を喪失してしまったのである。

しかし、克讓社の系譜に連なる報徳運動が完全に消えたわけではなく、また、明治一五年には克讓社が再結成され、近代報徳運動が改めて当地域に展開した。本稿は近世の克讓社終焉後の現平塚市域を中心に、克讓社の系譜に連なる報徳運動、あるいは系譜は異なるも同地域に展開した近代報徳運動の紹介を通して、当地域における近代報徳運動の特徴、近世報徳運動との連続と断絶をみていきたい。なお、当地域における近代報徳運動を扱った先行研究は管見の限りみあたらない。

ところで、近代の報徳運動は、特に地方改良運動における国家の国民支配の問題や、階級的性格の解明を焦点として研究されてきた。江守五夫は、明治前半期における報徳社の目的を「農民から膏血を搾取する地主の、そしてひいてはその生産関係のうちから収奪を図らんとする明治国家の共通の要求」にそったものとし、産業資本段階においては「帝国主義化への途を進むに際して国民の自発的な政治的エネルギーを官僚的統制のもとに結集する一方策」となったと指摘した。⁴また、佐々木隆爾は日露戦後の静岡県における報徳社運動を分析し、中小地主兼自作層を指導者とする地域の報徳社では、人々の土地所有願望に基づいて近世村単位まで組織の網の目を拡大し、保守的な村落秩序観のもと天皇制秩序の支持基盤になったとし

早田 旅人*

* 平塚市博物館

た。⁵さらに、宮地正人は報徳社を「町村内部に生産力の担い手として根をおろしながら、自発的・主体的に国家の諸要請をうけとめることのできる篤志家集団」として、町村を「国家のための共同体」に転化する有力な手段として国家官僚から奨励されたと指摘した。⁶

これらの研究は、報徳社を地主的立場に立脚しつつ、人々を国家主義・天皇制秩序へと編成するものと位置づけてきた。しかし、一九八〇年代以降、かかる見方を相対化、あるいは見直す研究があらわれてきた。

たとえば、足立洋一郎は福山瀧助に指導された遠譲社の所属社である山田社を分析し、同社の中心事業である困窮難済救済貸付は、「岡田佐平治のように経営維持が困難な農民を切り捨てていく方法ではなくて、包摂する形で実施」されたと指摘した。足立は、報徳運動には「主流とは違った特色」と可能性を持つ動き⁷もあり、報徳運動の主流である遠江国報徳社をもって全体を特徴づけることはできないとして、報徳運動・報徳社の多様性を踏まえた近代報徳運動像の相対化・豊富化をはかっている。⁸なお、足立は地方改良運動と報徳運動との関係も論じ、「報徳思想や報徳社、報徳仕法が、国家により積極的、組織的に宣伝されたことはなく、「地方改良運動における報徳運動の影響力は必ずしも大なるものではなかった」としている。⁹また、稲永祐介は、民衆による自立の可能性とその限界という視点から模範村杉山部落の報徳社を取り上げ、「住民たちが自主的に結集し永安に努力した、民衆自治の内発性と発展への創意は、『似而非自発性』といわれた国家機構の体系への参与の局面と一切無縁な生活利益の観点から積極的に評価」すべきとした。すなわち、村共同体における中小生産者の内発的自主的な団結と相助に基づく杉山報徳社は、本来的に国家機構の体系とは無縁であるとし、そこに民衆による自治の可能性を見出している。ただ、報徳主義における徳と恩による恭順の実践が、近代国家機構への民

衆の抵抗を阻み、具体的生活利害とは本来的に疎遠な国家権力を支えることになるという限界も指摘している。⁹

これらの研究のなかには後述のごとく問題を含むものもあるが、報徳運動の多様性、国家による国民支配・編成に一元化されない側面、あるいは自発的自律的側面を見出し、評価するものといえる。本稿ではかかる視点も踏まえ、地域に即した報徳運動の多様性、報徳運動の自発的側面とともに、国家による国民編成の契機としての側面にも留意して検討を進めたい。

一 近代克讓社の結成と活動

1 福住正兄

慶応四年（一八六八）、克讓社は解散した。しかし、藩による仕法撤廃以降、「公然と報徳方法と云事を得ざる」状況にあった小田原藩領では、明治維新は「公然と執行する事を得」る機会になった。¹⁰その気運に乗じて報徳運動の復興を企図し、活動を展開したのが福住正兄である。近代における相模国の報徳運動の展開は、彼の活動から始動した。

福住正兄は文政七年（一八二四）、相模国大住郡片岡村の大澤市左衛門の五男として生まれ、名を政吉といった。弘化二年（一八四五）に二宮尊徳に入門、随身して報徳仕法を実地に学んだ。嘉永三年（一八五〇）、二十七歳で当時家運が衰えていた湯本村の温泉宿福住家の養子となり、福住家代々の名である九蔵を襲名した。彼は福住家の再建をはかるとともに、翌四年には名主に就任し、村の立て直しにも着手した。また、和歌を吉岡信之に学び、平田篤胤の没後門人になるなど国学の研究にも励んだ。¹¹なお、慶応三年に福住は報徳運動が停滞した遠州地方の報徳関係者の要請を受け、運動の復興のために小田原報徳社の福山瀧助を派遣した。福山は遠州

地方で報徳運動の指導にあたり、彼の指導により遠州の中西部を中心に報徳社が続々と創設され、明治四年（一八七二）八月にはこれらの報徳社を統括する報徳遠譲社が設立されている。

福住は明治二年正月に平田国学の学校開校を小田原藩に献言し、同四年には同藩の国学一等助教に命じられた。また、廃藩置県後、柏木忠俊県令のもとに足柄県が発足すると、明治五年二月に学校吟味役に任じられた。さらに、明治七年には温泉場の近代化のため板橋―湯本間の道路拡幅工事に着手し、人力車・馬車など車の通行を可能にし、二年には小田原馬車鉄道会社の開業にも尽力した。福住は地域における近代化の旗手でもあった。¹²

一方、福住は報徳思想の普及のため『富国捷徑』・『二宮翁夜話』などの書物を多数著した。特に『富国捷徑』は報徳結社の方法を説き、報徳運動の実践・普及をはかったものである。しかし、平田国学の影響により報徳思想が神道的に解釈され、なかでも明治六〇八年に刊行された初篇〜四篇は神道的色彩が強い。そのため、彼の神道的報徳解釈は富田高慶や岡田良一郎ら報徳関係者から批判を受けることにもなった。

2 報徳教会の設立と解会

明治五年（一八七二）、教部省が「敬神愛国・天理人道・皇上奉戴」の三条の教憲による国民教化のため教導職を設けると、翌六年四月、福住正兄は権少講義に任命され、彼はこの教導職の立場からの報徳運動の普及を企図した。

そして、六月、福住は「教義之儀二付、報徳仕法上梓之末、實際施行致度」と教部省へ願ひ出て許可され、¹³八月に報徳教会を結成した。維新により報徳仕法を「公然と執行する事を得」たとの前出の言葉は、教部省に報徳教会設立が許可されたことについて述べた福住の言葉である。

報徳教会の全体的な組織・運営実態については不明であるが、湯本・宮城野・須雲川・入生田といった箱根地域に支社の存在が確認できる。¹⁴また、支社のひとつに克讓支社がある。報徳教会克讓支社の「永安方法結社連名記」によると、「富国捷徑初篇内外規約同四篇之條款」の「確守」がうたわれ、同社の運営は『富国捷徑』に基づいていたことがわかる。先述の教部省への出願にあった「報徳仕法上梓」とは『富国捷徑』の出版のことであった。また、先に『富国捷徑』の神道的色彩の強さを指摘したが、これはまさに福住が教導職をつとめ報徳運動を神道教化のなかで進めようと著述したものであった。

報徳教会克讓支社の構成員には大澤市左衛門（小才太養子）・福住正兄・福住九蔵（正兄の子）・上野一良・陶山半次郎・原小太郎・加藤宗兵衛・加藤重五郎・広田良蔵・菅沼紋次郎・菅沼善左衛門らの名前がみられる。彼らはみな旧克讓社と縁のある湯本（箱根町）・片岡・真田・土屋（平塚市）・伊勢原（伊勢原市）の地主・商人などの名望家であった。

報徳教会克讓支社の収支から同社の運営をみると、社員は毎年加入金を拠出し、それを資金に無利五年賦金の融資がおこなわれ、融資を受けた社員は年賦でこれを返済していくサイクルで成り立っていた。明治六年の設立初年度は、加入金が大澤市左衛門・福住正兄の各六二五〇銭、上野七兵衛・加藤銀次郎の各五〇〇円、陶山半次郎の二五〇円の合計二五〇円であり、これをもとに無利五年賦金が上野七兵衛・加藤銀次郎に百円ずつ、陶山安太郎に五〇円の計二五〇円が貸付けられた。最後の記録である明治一四年には加入金・返済金等あわせて六六六円の収入があり、貸付金額も六六〇円で、設立時にくらべて資金規模が増加している。克讓支社は地域の名望家層が構成員であり、加入金額も貸付金額も高額である特徴がみられる。ただし、融資を受けた者がその資金をどのように使用したかは不明である。

また、南金目村（平塚市南金目）では報徳教会の支社と思われる南金目支社の結成が確認される。同社の「報徳会社則連印簿（以下、「連印簿」）¹⁷」は年紀を欠くが、社則の序文に「今、難有維新の世とかはり、福翁其みちを継て世に普く及さむと其すしへ訴るに、かたしけなくも聞とゞけられしかは、今たひ此郷にも押弘ることなん」と、福住正兄が報徳教会の結社を出願して許可され、同村に報徳運動が広まった経緯が記され、三条の教則もかかげられている。ここから南金目支社は報徳教会の支社として設立されたものと考えられる。

「連印簿」によると、南金目支社では、一か月を三〇日とし、六月と一二月を除いた十か月を一年として計三〇〇日の日課銭の出銭が社員に課せられ、これが主たる資金源であった。また、南金目村内を五組にわけ、それぞれに世話方を一人置き、社員からの集金をまとめて会日に持参することになっていた。社員一人が拠出する一日の日課銭は一厘五毛一錢ほどで、全社では一か月に一四円、年で一四〇円ほどの日課金が集金される計算になる。なお、日課銭は退社時には割り戻された。¹⁸

また、貸付事業は社員の貧富の度合を上等・中等・下等の三段階に分け、下等より順に投票または籤で貸付対象者を選出して実施された。貸付金は無利息で、年賦か月賦かは協議で決められたが、貸付金の返済後は五か年賦金の場合是一年分の年賦相当額を報恩として納めなくてはならなかった。

「連印簿」には一四七名の社員が記されており、明治一五年における同村の家数が一五三軒であったことから、同社はほぼ村内全戸加入であったと思われる。また、このなかには自由民権運動で活躍した森鑠三郎・宮田寅治・猪俣道之輔の名前もみられる。²⁰ 克讓支社が村を越えた名望家たちで構成され、彼らを対象とした融資事業をおこなっていたのに対し、南金目

支社は南金目村の一般村民により構成され、村民を対象とした事業をおこなっていた。

しかし、「連印簿」に記載のある一四七名のうち七七名に「退社」・「休社」・「除名」の追記がなされており、そのうち四三名が「申年（明治一七年）」、「酉年（明治一八年）」の休退社・除名である。各社員の休退社・除名の具体的な理由は不明だが、背景に松方デフレによる農村不況があるのではないだろうか。

松方デフレの影響が深刻化する明治一六・一七年にかけて、南金目村周辺では負債農民による騒擾が多発した。とくに明治一七年五月一七日には大住郡四四か村の負債農民三〇〇名が弘法山に立て籠もり、無利息三五年賦を貸金会社要求する弘法山事件が発生し、その参加者には南金目村の者も含まれていた。²¹ また、明治一八年四月には南金目村ほか六か村の「役場部内人民惣代」が、県令に宛てて貸金会社の元利取立ての延期等を願う願書を提出した。²² それによれば、明治一四・一五年頃までは元利返済もできていたが、明治一六年からの「物価非常ノ激変」と「明治一七年九月中暴風雨」により困窮が募り、債主から「督責雲ノ如ク過酷ノ処置」をされる者や「身代切ノ処分ヲ請」ける者が発生したという。しかし、これらは「自ラ招クノ禍ニ非ラス、物価ノ激変ト天変ノ二ツヨリ出来候儀」として、元利取立ての延期か、抵当地の地価の増額を求めている。ここからは松方デフレによる物価下落が貸金会社への借金返済を不可能とし、経営没落者を発生させたことがうかがえる。ここで現れる貸金会社とは明治一四年以降の金融閉塞下に簇生した高利貸業者である。周辺地域では曾屋村の共伸社、馬入村の江陽銀行、小田原の積小社、一色村の露木卯三郎、戸田村の小塩八郎右衛門などがいた。²³

騒擾参加者・経営没落者と休退社者・除名者との関係は明らかにできな

いが、報徳教会は貸金会社に対抗して松方デフレによる急激な経済変動に苦しむ社員の金融需要を満たすことができず、また、彼らから割戻金を求められ、この時期の大量の休退社者・除名者に結果したのではないだろうか。

さて、教導職たる福住正兄を指導者とした報徳教会は、神官の教導職が明治一五年に廃止されると（教導職全体は明治一七年廃止）、その制度的根拠を失うことになった。そのため福住は「協議の上報徳教会を廃止して改めて報徳会報徳社となし、管轄庁の許可を受けて普通の会社⁽²⁴⁾」とした。教導職廃止により報徳教会は廃止され、明治一五年に報徳会・報徳社を設立して活動を新たにすることになる。

3 報徳会克讓社の結成とその活動

(1) 克讓社の結成

明治一五年（一八八二）三月、南金目村（平塚市）猪俣敬三・宮田文左衛門・森勘六郎・土屋村（平塚市）原小太郎・片岡村（平塚市）大澤市左衛門は連名で神奈川県沖守固に「報徳会克讓社設置該規則御認可願⁽²⁵⁾」を提出し、同年四月に克讓社が結成された。

克讓社の収支状況を記した「報徳会克讓社現量鑑⁽²⁶⁾」によると、克讓社設立にあたっては右記連名人のほか、報本社⁽²⁷⁾・福住正兄・加藤宗兵衛（伊勢原市）ら一八の個人・団体が計三九四円の加入金を出資した。また、南金目支社・片岡支社・真田支社・土屋枇杷支社・土屋小熊支社・伊勢原支社・今泉支社の各支社が設けられ、それぞれ克讓社から百円〜六円の融資を受けた。

克讓社の資金には加入金・善種金・土台金があった。加入金は退社時に返金を受けられる出資金、善種金は退社時に返金を受けられない特志をもつて拠出する出資金、土台金は官や近隣社からの分与金などであった⁽²⁸⁾。

それぞれの使途をみると、加入金は各地の支社への貸付にあてられ、善種金は集会費・紙・郵便代などの事務費や、日本農会の会費にも使われた。土台金は明治一八年にみられ、福住正兄の一一一円余の出資など計一六〇円余集まり、半分は利付で貸付け、半分は加入金に組み入れられた。その後は支社等への貸付に使われた。

克讓社の支社は明治一六年に北金目支社・土屋人増支社、一七年に黒岩支社・一九年に大句支社、二四年に名古木支社・八澤支社・落合支社がみられ、拡大していった。なお、明治二七年には克讓社の一部の支社についてその概要が知られる【表1】。

東秦野村名古木（秦野市）の名古木支社は明治二二年の暴風雨、二三年の霖雨による物価高騰で村の荒廃が進んだことを契機に、同二五年四月、

【表1】相模国報徳会克讓社町村分社

社名	所在地	役員	社員数
大句社	金目村大句	社長：柏木惣兵衛	14名
琵琶社	土沢村土屋琵琶	社長：原小太郎	40名
庶子分社	土沢村庶子分	社長：蓑島吉兵衛	52名
寺分社	土沢村寺分	社長：原小太郎	21名
八澤社	土沢村黒岩唯五郎宅	社長：黒岩定五郎	15名
平沢社	南秦野村平沢	社長：草山助三	18名
落合社	東秦野村落合	社長：関野岡三	9名

※『大日本帝国報徳』23号(1894)より作成

同地の小泉市五郎らが克讓社に支社設立を願い、五〇円の融資を受けて発足したものである⁽²⁹⁾。また、明治二六年二月七日には南秦野村の草山貞胤が有志一四五名とともに秦野報徳会を設立させたが、克讓社はこれに創立資本金として五〇円を加入した。

克讓社は現在の平塚市西部の金目川沿いの地域一帯に支社を広げ、本社は各地の支社、または新たに設立を願う支社や報徳会への融資と、それらの統括が役割であったと考えられる。『富国捷徑』首巻で福住は、本社・支社関係について「本社は報徳加入金を

醸集し、是を社長以下衆議の上にて、支社の資本に貸渡し、支社長以下と相謀て支社を富し、支社を旺盛ならしむる⁽³⁰⁾と記していた。近世の克讓社は克讓社を核として村や支社的な仕法グループへ融資をおこない、報徳仕法の地域波及を目指していたが、近代の克讓社はより明確に当初から核としての克讓社本社のもとに支社が設立された。福住による近代の報徳社は、近世の克讓社の経験を踏まえ、模範とし、発展させようとしたものといえる。

(2) 支社の活動

克讓社のもとにある支社の活動はいかなるものであったのか。

片岡支社には草案であるが、規約が残されている⁽³²⁾。これによると同支社は「二宮尊徳翁ノ遺教ヲ奉ジ有志結合し永續ヲ図ルヲ以テ目的」とし、社員には「品行ヲ慎ミ勤儉ヲ守リ、善ヲ行ヒ業ヲ励ミ、他ノ模範」となることが求められた。そして、社員が病氣や不測の災害にあつた際には「互ニ相助クヘキ事」と互助精神がうたわれている。

また、社員には毎月一人につき日課金十銭を納めることが定められたが、これは退社時には返済されることになっている。役員は公選で社長一名、世話役三〜四名を置き、三年を任期とし無給で勤めた。

事業としては社員への報徳金の貸付が毎年一月と七月の二回おこなわれた。報徳金貸付の目的は「農事奨励」とされ、貸付は無利息三年賦であった。ただ、借用には社員一名以上の保証人が必要とされ、借用高の二%を酬謝金として納めなければならず、これは善種金に組み入れられ、納付者に返還されることはなかった。そのほか社で肥料を購入して現品で貸付け、年末にその代金を徴収する肥料代貸付もおこなわれた。

【表2】は明治一六〜二六年（一八八三〜一八九三）における片岡支社の加入金の収支状況である。初年度は克讓社本社からの融資五〇円や社員

一六人から集められた日課金一九円二〇銭などを資金に活動がはじめられ、これらをもとに報徳金が一人二〇円ずつ六人に貸付けられている。また、本社からの借入金の返済も始められている。このような日課金収入を中心とした資金拡大と社員への貸付・返済の循環が支社の活動の中心であった。この後、確認できる片岡支社の社員数は明治一八年に三一人、二一年に四〇人、二五年には六〇人と増加し、資金規模も明治一六年には七四円余の収入であったものが二六年には三八二円余に増加していった。

次に明治一六〜二六年の報徳金の貸付・返済状況をみると、入社間もない明治二五年の入社者を除き、報徳金はほぼ全社員に貸付けられている【表3】。また、一度の貸付金額は一〇円または一二円で、貸付金額一〇円の場合は基本的に三円三三銭三厘ずつの三年賦返済、貸付金額一二円の場合は三円ずつの四年賦返済となっている。また、三〜四年おき、すなわち返済後すぐに報徳金を連続して借りている者も多い⁽³³⁾。

各社員の経済状態は不明だが、ほぼ全員が報徳金の貸付を受けており、克讓社片岡支社は報徳金貸付を中心とした庶民金融的な村の互助組織の性格をもっていたといえる。

以上のように、支社は克讓社本社から資金融資を得て、社員への融資やその他互助的な活動を地域でおこなうことがその活動であった。克讓社は本社が支社への資金・指導を行い、支社が地域で社員や地域のための活動を行うという構造をもっていた。

なお、南金目村では明治一六年一月に南金目支社が結成された。「報徳会南金目支社現量鑑⁽³⁴⁾」によると、社員は六二名であり、そのほとんどは前節でみた「報徳会社則連印簿」にみられた退社者を除く者であった。すなわち、南金目支社は報徳教会からの脱落者を除いた社員が引き継いだものと考えられる。明治一六〜二〇年の間に計四〇五円六六銭の日課金と一九

【表2】克讓社片岡支社収支状況

年	入 収				出 支				年	残	入 収				出 支				年	
	前年度繰越	日課金	返済金	本社より借入	計	貸付金	本社返済	本社へ元金			計	前年度繰越	日課金	返済金	本社より借入	計	貸付金	本社返済		本社へ元金
明治一六年	―	一九円二〇銭	五円	五〇円	七四円二〇銭	六〇円	五円	六五円	九円二〇銭	明治二二年	八円五九銭三厘	四八円	七八円三二銭八厘	―	一三四円九二銭一厘	一一二円	五円	―	一一七円	一七円九二銭一厘
明治一七年	九円二〇銭	一九円二〇銭	二五円	―	五三円四〇銭	四〇円	一〇円	五〇円	三円四〇銭	明治二三年	二三元九一銭六厘	四八円	九七円九九銭五厘	―	一六三元九一銭六厘	一四〇円	―	―	一四〇円	一三三円九一銭六厘
明治一八年	三円四〇銭	三八円四〇銭	三八円三三銭	―	八〇円一三銭	四〇円	一〇円	五〇円	三〇円一三銭	明治二四年	二三元九一銭六厘	四八円	一一六円三二銭四厘	―	一八八円二四銭	一五〇円	―	三円	一五三円	三五円二四銭
明治一九年	三〇円一三銭	三八円四〇銭	五〇円	―	一一八円五三銭	九〇円	一〇円	一〇〇円	一八円五三銭	明治二五年	一五九円八九銭六厘	七二円	一二九円六五銭五厘	―	二二二円八九銭五厘	五〇円	―	三円	五三円	一五九円八九銭六厘
明治二〇年	一八円五三銭	三八円四〇銭	六一円六六銭三厘	―	一一八円五九銭三厘	一〇〇円	一〇円	一一〇円	八円五九銭三厘	明治二六年	一七八円五五銭二厘	七二円	一三一円六五銭四厘	―	三六一円五五銭二厘	一八〇円	―	三円	一八三円	一七八円五五銭二厘
明治二一年	八円五九銭三厘	四八円	七八円三二銭八厘	―	一三四円九二銭一厘	一一二円	五円	一一七円	一七円九二銭一厘											一七七円二〇銭六厘

※大澤孝二家文書「報徳片岡支社現量鑑」より作成

[illegible]

【表3】克讓社片岡支社の報徳金の貸付と返済

入社	名前	1回目貸付金 (貸付年)	2回目貸付金 (貸付年)	3回目貸付金 (貸付年)	4回目貸付金 (貸付年)			
						明治16年	明治17年	
明治16年 (一八八三年)	窪田滝次郎	10 円 (明治 16)	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)		3 円 333	
	小巻徳左衛門	10 円 (明治 17)	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)			
	宮川源七	10 円 (明治 16)	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)		3 円 333	
	小巻弥左衛門	10 円 (明治 17)	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)		1 円 667	
	小巻太之助	10 円 (明治 17)	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)		1 円 667	
	大沢四良右衛門	10 円 (明治 18)	12 円 (明治 21)	10 円 (明治 25)				
	松風滝次郎	10 円 (明治 16)	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)		1 円 667	3 円 333	
	原為造	10 円 (明治 16)	10 円 (明治 21)	10 円 (明治 24)		1 円 667	3 円 333	
	原竹蔵	10 円 (明治 17)	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)		1.667 円	
	芹沢孫左衛門	10 円 (明治 16)	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)	1 円 667	3 円 333	
	小巻忠左衛門	12 円 (明治 21)	10 円 (明治 25)					
	大澤市左衛門	10 円 (明治 24)						
	宮川富次郎	10 円 (明治 18)	10 円 (明治 21)	10 円 (明治 24)				
	沼田吉五郎	10 円 (明治 18)	12 円 (明治 21)	10 円 (明治 25)				
	重田喜三郎	10 円 (明治 18)	12 円 (明治 21)	10 円 (明治 25)				
明治18年 (一八八五年)	芹沢源右衛門	10 円 (明治 16)	10 円 (明治 21)	10 円 (明治 24)				
	宮川伊太郎	10 円 (明治 23)						
	宮川八良右衛門	12 円 (明治 21)	10 円 (明治 26)					
	渋谷兼吉	10 円 (明治 19)	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)				
	小沢清兵衛	10 円 (明治 19)	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)				
	小沢惣右衛門	10 円 (明治 19)	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)				
	宮川浦吉	10 円 (明治 19)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)				
	宮川牛五郎	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)				
	坪井清八	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)				
	宮川善四郎	10 円 (明治 20)	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)				
	諸星安五郎	10 円 (明治 19)	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)				
	窪寺三左衛門	10 円 (明治 21)	10 円 (明治 24)					
	渋谷万次郎	10 円 (明治 19)	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)				
	小巻鉄五郎	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)					
	大沢近吉	10 円 (明治 19)	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)				
明治21年 (一八八八年)	原柳助	12 円 (明治 21)		10 円 (明治 25)				
	渋谷庄左衛門	10 円 (明治 19)	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)				
	宮川成安	10 円 (明治 22)						
	窪寺松之助	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)					
	石原猪之助	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)					
	猪俣真三郎	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)					
	小沢惣作	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)					
	渋谷良蔵	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)					
明治25年 (一八九二年)	窪寺喜太郎	10 円 (明治 22)	10 円 (明治 25)					
	渋谷甚兵衛	10 円 (明治 23)	10 円 (明治 26)					
	宮川八十吉							
	宮川春吉							
	窪寺義三郎							
	石原牛蔵	10 円 (明治 26)						
	小巻卯之助	10 円 (明治 26)						
	宮川豊吉	10 円 (明治 26)						
	宮川善吉							
	窪寺邦太郎							
	小巻浅五郎							
	小巻重蔵							
	小巻久司							
	大沢浦二郎							
	原効一	10 円 (明治 26)						
	小巻京蔵							
	沼田庄作							
	升水応三							
不明	鈴木テフ							
	鈴木与助							
	鈴木栃五郎							
	越野仁三郎							
	窪田桂蔵	10 円 (明治 26)						
	大沢一衛							

※大沢孝二家文書「報徳片岡支社権量鑑」より作成。 ※名前の初出年を入社年とした。 ※窪田桂蔵・大沢一衛は明治26年に初出だが、日課金の積立

円四五銭の善種金が集められた。しかし、明治二一〜二五年の間は、日課金は三七・一円、善種金は一五円四〇銭と減っており、社員減少がうかがえる。

その後の克讓社の活動は不明な点が多い。明治四四年一月一八日の『横浜貿易新報』には「大澤小才太氏の起せる克讓派は、その後殆んど廃滅の姿にな⁽³⁵⁾」っていたのを、孫の大澤鎌吉らが再興をはかる協議会を開催したとの記事がある。詳細は不明だが、克讓社の活動は停滞傾向にあったことがうかがえる。

二 戊申詔書の発布と遠州系報徳社の叢生

1 (中央) 報徳会小田原講演会と井上福松

明治四〇年(一九〇七)八月三日から三日間、小田原で(中央)報徳会主催の「小田原夏期講演会」が開催された。⁽³⁶⁾(中央)報徳会とは明治三八年一月、東京上野で開かれた二宮尊徳翁五十年記念会を契機に翌年四月に結成された半官半民の団体で、大正元年(一九〇六)に中央報徳会と改称した。発起人は平田東助・岡田良平・早川千吉郎・一木喜徳郎・鈴木藤三郎・井上友一ら内務官僚・財界人・報徳関係者で、結成の目的を「国民の道義的及経済的要素の作興、並に其調和」とし、その指導理念は「二宮尊徳の遺訓と報徳の旨義」に求められた。(中央)報徳会は全国各地の篤志家と一同に会してその実験談を聞き、報徳の趣旨の啓発をはかるため、地方での大会開催を企図し、その開催地として尊徳にゆかりの深い小田原が選ばれたのである。小田原に開催地が決まると、神奈川県知事はじめ足柄下郡役所や会場である県立第二中学校(現県立小田原高校)の同志者は、会のために便宜を与え、会場の準備から宿舍の手配まですべてを取

り仕切った。小田原町民も協力し、旅宿業者は連合して宿代を割引、小田原電気鉄道株式会社も割引切符を発売した。

八月三日の当日、全国からの参加希望者が予想以上に多く、急遽町民の入場を制限することとなった。会場の県立第二中学校では、八〇〇人収容の仮講堂を会場にあてていたが、参加者の大幅増加のため同校の雨天体操場を第二会場としたほどであった。講演者には貴族院議員岡田良平・内務省地方局長床次竹二郎・法制局参事官柳田国男・家庭学校長留岡幸助らが名を連ねた。

そして、この講演会の参加者の一人に岡崎村馬渡(伊勢原市)の井上福松がいた。中郡農会の技手であった井上福松は、小田原夏期講演会の講演に感激し、遠江国報徳社長岡田良一郎を静岡県小笠郡倉真村の自宅に訪ね、直接指導を受け、中郡への講師派遣を依頼した。この依頼により岡田は山田猪太郎・鷲山恭平を派遣して中郡内の各地で講演会が開かれることになった。講演会は各会場とも聴衆で立錫の余地もないほどの盛況で、郡内のみならず県内の報徳社の結成を促進し、山田・鷲山は講演活動とともに不眠不休で報徳社結成手続きの指導をおこなったという。⁽³⁷⁾こうした活動により、県内に約五十の報徳社が結成され、井上は神奈川県における近代報徳運動の中興の祖となった。

井上福松は明治二年生まれで、明治三〇年には農事改良家古市与一郎の稲作伝習所に入門するなど、以前から農事に深い関心を抱いていた。⁽³⁸⁾また、「村童風教上の矯正一助」にせんとして「矯風俗謡」を作成するなど、普段から「農事道德、農事の啓発、勤儉推譲、悪風矯正等の善風を熱心鼓吹し⁽³⁹⁾」ており、地方改良運動の地域における中心的存在であった。

井上が指導を願った遠江国報徳社は、幕末期に遠江国佐野郡倉真村(静岡県掛川市)の岡田佐平治を中心に結成された報徳グループを源流に、明

治八年に結成された報徳社である。当時、報徳社は克讓社のほか、二宮尊徳の孫尊親と尊徳門弟の富田高慶により創設された興復社など、発祥や考え方の異なる系統（本社）がそれぞれ別個に活動しており、遠江国報徳社もそうした本社のひとつであった。明治四十年代以降、井上福松らの主導で神奈川県内に続々と設立される報徳社は、この遠江国報徳社の系列に属するものであった。なお、遠江国報徳社は明治四四年に「大日本報徳社」と改称する。

2 地方改良運動と中郡における報徳社の叢生

（中央）報徳会の動向や井上福松による報徳社の設立にみられるように、明治四十年代に報徳運動は興隆をみせるが、その背景には日露戦争後の財政的経済的危機、疲弊した農村や都市貧民問題、活発化する労働争議や社会主義運動へ対応すべく発布された戊申詔書と、それにもとづく地方改良運動があった。二宮尊徳と報徳運動は地方改良運動において盛んに称揚され、地方改良の地域の担い手のひとつとして報徳社の結成が推進された。中郡長白根鼎三は「本県は二宮尊徳翁の出生地、殊に同翁の遺訓は道德と云ひ、勤勉貯蓄心と云ひ、戊申詔書の御主旨に適し居れば、成るべくは翁の遺訓に依り報徳社なるものを設立するよう」促した⁽⁴⁰⁾。そのため「戊申の詔勅発せられたる以来、管内各町村に対し、勤儉節約を奨励」し、「其結果にや過般来各町村部落に二十名若くは卅名宛申合せ報徳社なるものを組織し、続々其筋に認可申請を為し居る」という状況になった⁽⁴¹⁾。郡長が報徳社設立の旗振り役となったのである。

明治四一年八月、井上福松を社長として馬渡報徳社が設立され、尋常高等岡崎小学校で結社式が開かれた。式典において白根鼎三中郡長は「報徳社は二宮尊徳翁の遺訓にして夙に駿遠を中心として全国到る所之が設けあらざるはなし、然るに翁の母国たる我相陽は寥々見るべきものなし、今茲

に結社の挙を聞く慶賀に堪へざるなり」と祝辞を述べ、岡崎村馬渡は「県下報徳社組織の嚆矢地」と呼ばれた。同四三年には講話会等を開催するための「報徳社事務所」が井上宅前に建設され、大正七年九月の創立十周年祝賀会の際には社員四五名、報徳金二八二七円を数えるほどになった。この祝賀会では井上の編集による報徳の原理を抜粋した巻物「徳之府」が記念品として配布された⁽⁴²⁾。なお、馬渡報徳社は大正一一年二月に神奈川県知事より五〇円の事業助成金を交付された。これは井上の熱心な経営によるものとされ、同じく彼が指導した愛甲郡春日報徳社・高座郡吉岡報徳社も知事より表彰を受けた⁽⁴³⁾。

また、井上は相模国報徳社取締・報徳学訓導として報徳社設立を指導するとともに、それらの結社式に出席して講演をおこなうなど、県下の報徳運動の普及に励んだ。明治四三年一月一六日に中郡内二五の報徳社長による総会が岡崎村の山王堂で開かれたときには、相模国報徳社取締として前年度の帳簿検査をおこなった⁽⁴⁴⁾。同年三月には掛川で開かれた全国報徳大会に出席し、遠江報徳社社長岡田良一郎より「報徳訓導として最上の名誉なる報徳学伝道編即ち奥義伝授の名誉」を授与された⁽⁴⁵⁾。

彼を媒介に設立された報徳社は、みなその目的を「遠江国報徳社の師伝ヲ受ケ、二宮先生ノ遺法ヲ遵奉シ、勤儉讓ヲ奨励シ、報徳ノ事業ヲ立ツ」として、従来の克讓社系とは異なる遠江国報徳社の系列であることをうたい、その数は大正二年には四八社にも及んだ⁽⁴⁶⁾。

3 報徳社の結社

報徳社の結社式はいかなる様子であったのか。明治四二年（一九〇九）六月に結社し、中郡役所から許可書を交付された旭村根坂間報徳社（平塚市根坂間）は、七月一八日に宝珠院にて結社式をおこなった⁽⁴⁷⁾。まず、本莊良作社長が開会の辞を述べ、戊申詔書・勅語を捧読し、神前で宣誓、次い

で永田伊勢松副社長により社則が朗読された。そして、相模国各社取締役徳学訓導井上福松が報徳訓を唱え、社員一同が唱和、続いて遠江国報徳社社長岡田良一郎の祝詞を井上が代読、そのほか根坂間村長や相模国各報徳社からの祝詞が述べられ、本荘社長の答辞により式が終わった。その後、井上福松・長橋綱次郎旭村農会長・本荘社長による報徳講演会が開かれ、午後八時に散会した。なお、同社の幹部構成は、社長が旭村尋常小学校校長、副社長・弁務・監事などは村長・農会長・村会議員などであった。⁵³

岡崎村では明治四十二年九月二日に丸島報徳社・矢崎報徳社・大句報徳社・西海地報徳社の四社連合結社式が岡崎村小学校で開催された。当日、同校入口には杉葉で「美麗なる道德門」・経済門が作られ、これに国旗を交叉させ、会場正面には「勤儉讓」の掛額、神前には神酒と供物が供えられた。午前九時に来賓社員一同が着席し、中丸源次郎大句報徳社長が四社を代表して開会の式辞を述べ、戊申詔勅を捧読、その後、四社社長が神前で宣誓した。また、戸倉一造矢崎報徳社長が定款を朗読し、相模国各社取締役井上福松の報徳訓と報徳今様歌の合唱、白根鼎三中郡長・岡田良一郎遠江国報徳社長らの祝辞と続き、四社長総代として山口伊三郎丸島報徳社長が答辞をして式は終了した。休憩後、午後一時に報徳講演会が開催され、井上福松が「善種金・加入金の出所より成立運用の効果等に就て」、馬渡報徳社員総代井上繁三郎が「土台金の運用効果に就て」を講演し、午後三時に閉講した。さらにその後、四社長の発起で報徳学研究会が開かれ、午後八時に報徳今様歌の合唱で散会となった。⁵⁴ 岡崎村は井上福松の地元であるだけに熱気に満ちた雰囲気の中で結社式が挙行されたことがうかがわれる。

なお、足立洋一郎は地方改良運動において国家は報徳社・報徳仕法を積極的組織的には宣伝せず、地方改良運動における報徳運動の影響力は必ず

しも大きくなかったと指摘する。⁵⁵ しかし、これまでみたように当地域では郡長により地方改良運動の担い手として報徳社の結成が積極的に推進され、報徳社も発展の契機として地方改良運動に積極的に関わり、続々と結成される報徳社の結社式には必ず戊申詔書が捧読されるなど、地域において報徳社は国家の進める地方改良運動の担い手として期待され、また自任していたといえる。

4 盛況な講演会

報徳社の特徴は、社員からの資金を積み立て、それを社員への貸付や肥料の共同購入にあてるなどの経済的な活動だけでなく、月一回の常会や年一度の総会での学習会・講演会など、報徳主義の普及・浸透・教育にもあつた。とくに明治四四年（一九一一）八月には「中郡報徳社講習会」と「中・高座・愛甲・足柄上・足柄下五郡連合報徳講演会」の二つの大きな講演会が開かれた。⁵⁶

「中郡報徳社講習会」は、中郡教育会が小学校教員を対象に「報徳の意義を知悉せしめん目的」をもって、金目村の育英学校で八月二日より三日間開催された。講師に遠江国報徳社訓導鷺山恭平を招聘し、初日の聴講者は中郡の小学校教員と郡内有志で七十余名を数えた。鷺山は前日まで松田町小学校で講演をしており連日の講義であつた。講習会は日を追うごとに聴講者が増え、最終日は百名を越え、聴講者は猛暑のなか熱心に筆記し、聴講者の一人は「やっと二宮先生に御目に掛った」との感想をもらしたという。

「中・高座・愛甲・足柄上・足柄下五郡連合報徳講演会」は、神奈川県地方改良会、同会中郡支部、中・高座・愛甲三郡の報徳社連合の三者の合同で主催され、平塚町の平塚小学校の三教室を打ち通して会場とし、八月二五・二六日の二日間開催された。初日の講師は鷺山恭平と駿河東報徳社

社長西ヶ谷可吉で、午前に鷺山が「至誠の人」、午後に西ヶ谷が「勤労の意義及状態、勤労の効果」を演題に講演をおこなった。翌日には大日本報徳社社長岡田良一郎が来場し、「報徳家庭会規範に就いて」と題して講演をおこなった。午後には内務省嘱託講師留岡幸助による「二宮先生の偉大なる謂以」の講演がおこなわれ、午後四時に閉会となった。この講演会の聴衆は五郡の役場職員・学校教員・報徳社有志で七百名を越え、場外の運動場の木陰から耳に手をあてて聴講する者まであったという。

5 報徳社の合同

明治一六年（一八八三）の発足後、停滞傾向にあったとされる克讓社系の報徳社も地方改良運動の時期は復調をみせたようである。南金目報徳社は「十六年創立したるものなるが、事蹟揚らず、其後戊申詔書に基づき復活を謀り好況を以て進み、目下千四百円余あり」とされ、戊申詔書を契機に活動が活発化した。片岡報徳社も「南金目同様の経過」で「社金千余円に達し」たという⁽⁵⁵⁾。そして、明治四四年一月一日には「大澤鎌吉及び箱根湯本福住九蔵、中郡伊勢原町加藤惣兵衛等の二宮翁に縁故ある人々發起にて、克讓派を再興するに決し」、協議会が開かれるようになった⁽⁵⁶⁾。克讓社系の報徳社も戊申詔書煥発・地方改良運動の推進の流れのなかで息を吹き返したといえよう。

先述のごとく報徳社は各系統で分立して活動しており、同時期に神奈川県内では遠江国報徳社（大日本報徳社）、小田原報徳社、克讓社など系統の異なる報徳社が個別に活動していた。大正八年（一九一九）一〇月一八日、神奈川県知事井上孝哉は、これらの報徳社の相互連絡と「民力涵養」の趣旨の徹底のため、報徳社各社長を県庁に招集し、神奈川県報徳社長協議会を開催した。この協議会では民力涵養の趣旨の普及徹底と県下報徳社の連合会を組織することが協議され、神奈川県報徳社連合会が組織された。ま

た、このとき県社会課長佐々井信太郎により「民力涵養と報徳」と題する講演がおこなわれた⁽⁵⁷⁾。第一次大戦後の米騒動、小作・労働争議などの社会問題、不況・増税による社会不安に対して政府が指導する民力涵養運動のなかで報徳社の結束が求められたのである。また、報徳社も産業組合や保険事業の発展といった社会の近代化のなかに取り残され、社員の相続者を欠くなど、その社会的な存在意義や力が薄れてきており、各派に分立していた力を結束させる必要性を感じていた。

そして、大正一二年四月一日、全国の報徳社員が参詣する報徳二宮神社の大祭を機会に、小田原報徳社は大日本報徳社以外の各社に協議会の開催を呼びかけ、全国の報徳社統一を準備する報徳社連合会が組織された⁽⁵⁸⁾。さらに、八月二六日、報徳社連合会は大日本報徳社と合同の協議会を開催し、翌大正一三年四月一日、小田原の報徳二宮神社にて報徳社大合同の式を挙げ、全国の報徳社は大日本報徳社に統一されることとなった⁽⁵⁹⁾。

三 報徳社の活動

遠江国報徳社（大日本報徳社）系列の報徳社の活動はいかなるものだったのか、農村部の大島報徳社と都市部の平塚報徳社からその実態を検討したい。

1 大島報徳社

（1）大島報徳社の概要

城島村大字大島（平塚市大島）の大島報徳社は明治四二年（一九〇九）一〇月一日に社団法人として設立許可された。社長は元城島村会議員の長谷川楽三郎であった。結社式は同村大字小鍋島の己酉報徳社との連合結社式として明治四三年二月一日、尋常高等城島小学校で井上福松らの臨席

【表4】城島村大島の階層構成と報徳社員(大正11年)

所得金額(円)	軒数	社員の家	社員率(%)
1300～	1	1	100
1201～1300	2	2	100
1101～1200	2	2	100
1001～1100	1	1	100
901～1000	2	1	50
801～900	1	1	100
701～800	1	1	100
601～700	2	1	50
501～600	3	3	100
401～500	6	3	50
301～400	8	6	75
201～300	10	4	40
101～200	10	3	30
0～100	12	1	8.3
不明	—	7	—
計	61	37	60

「所得申告書」「社員名簿」より作成

のもと開かれた⁽⁶⁰⁾。結社当初、社員数は一三名であったが、翌年には三〇名になり、大正一一年(一九二二)には三六名を数えるほどとなった⁽⁶¹⁾。なお、城島村は明治二二年に城所村・小鍋島村・大島村が合併した村で、昭和二八年(一九五三)の戸数三五〇戸のうち二七八戸(大島は六八戸)を農家が占める「純農村」であった。

大正一一年の大島地区の階層構成と階層ごとの報徳社員の比率をみると、大島地区の世帯数六一戸のうち報徳社員のいる家は過半に及ぶが、大島報徳社は必ずしも「村ぐるみ」の組織ではなかったといえる【表4】。また、所得金額から社員の階層をみると三百円以上の家に社員が多い。当時の大島地区の平均所得金額は三八三円であり、報徳社は地区内の中層以上の人々を中心に構成されていたことがわかる。さらに、非社員には職人や給与所得者が多く⁽⁶²⁾、大島報徳社は経済的には中層以上、職業的には農業者を中心に構成された報徳社であったといえる。なお、結社当初の役員六

名のうち社長の長谷川楽三郎を筆頭に五人が所得金額上位十位以内の者であり、同社は経済的に地区の上位に位置する階層の指導のもとに活動を展開したといえる。

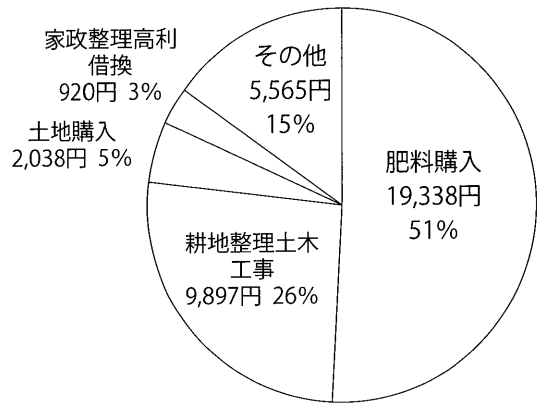
(2) 大島報徳社の活動

大島報徳社の「業務報告」にはさまざまな活動が記録されている。毎年一月には前年の諸計算を報告する定式総会、毎月一日には報徳や実業改良などについて講話講究する常会が開催された。ただ、昭和五年(一九三〇)には常会への出席を奨励するため報徳社名入りの手拭を抽選で社員に与えるようになっており、常会への出席が低迷していたようである。また、大正二年(一九一三)には婦人会が創設され、発会には井上福松が招聘されている。

大島報徳社の活動資金である報徳金は明治四三年(一九一〇)には遠江国報徳社から下付された土台金や、社員から寄付された善種金等などで一〇四円余であった。この報徳金を用いた貸付事業は大正三年からはじまる(後述)。さらに肥料や食塩の共同購入がおこなわれ、社員家族の死亡時には社員一同で会葬して香料が贈呈、負傷・火災などには見舞金が渡された。関東大震災の翌年大正一三年には社員相互に住宅建築を手伝い、昭和期には鎮守境内の掃除、道路の除草が業務にあらわれ、報徳社は社員の互助と地域の公益をはかる役割を担っていた。

(3) 大島報徳社の貸付事業

大島報徳社の報徳金貸付は大正三年(昭和二〇年(一九一四)四五)までに一三一口、三万七七五九円余にのぼった。貸付金の利息は年八%で、昭和二年からは六・五%になった。貸付金の使途を見ると、肥料購入が全体の半分を占め、次いで耕地整理や用水工事などの土木工事が四分の一となっており、大島報徳社が農業者を中心に構成されていたことをあらわ



【図1】貸付金の使途(大正3年～昭和20年)

二万九千六百四円と全体の約七割を占める。個人で借用した者の家を大正一一年度の所得額からみると四百円以下を中心とした層と千円以上を中心とした層の二極に分かれており、前者には家政整理や肥料購入資金が多く、後者には株券買入や商業資金、銀行就職保証金などがみられるという特徴がある。

(4) 戦中の報徳社活動

大島報徳社の活動は昭和十二年(一九三七)以降、戦争の影が色濃く見えはじめる。昭和十二年一月、国防飛行機「報徳号」の献納資金として三〇円が支出され、翌一三年二月には国民精神総動員報徳式指導者講習会に社員が参加、三月には城島小学校で出征軍人家族慰安会を開催し、報徳に関する講演会を開いた。昭和一六年には出征家族に対する勤労奉仕を業務としておこなった。⁽⁶⁴⁾

また、一年の活動を本社からの巡回員が検査する日には巡回員による講演がおこなわれるが、その演題も昭和一二年には「国民精神総動員と報徳」、

すとともに、同社の事業の重点が肥料問題にあったことがわかる【図1】。また、貸付対象者には団体と個人があり、前者には肥料の共同購入や耕地整理などを使途としたものが多く、後者も肥料購入を使途としたものが多いが、家政整理や土地購入などもみられる。貸付口数は団体六六口、個人六五口であるが、貸付金額は団体が

2 平塚報徳社

(1) 平塚報徳社の概要

平塚町平塚の平塚報徳社は明治四三年(一九一〇)四月に社団法人として許可された。創立時の社員数は二三名で、明治一五年の平塚駅の戸数が四五二軒⁽⁶⁵⁾であったことを考えると、地域における組織率は極めて低い。史料の制約から詳細は不明だが、創立時社員二三名の職業別内訳は「公吏」一、「教員」一、「農」一二、「農商」一、「商」六、「社員」一であった。⁽⁶⁷⁾昭和一〇年(一九三五)には「農」五、「商」五の計一〇名になり、農商の混在する社員構成であった。

(2) 平塚報徳社の活動

平塚報徳社は明治・大正期の史料が失われており、その時期の活動は不明である。ただ、大正五年(一九一六)九月三〇日に開催された常会では農談会を開き、郡農業技手の多田実による「有益ナル講話」がおこなわれ、「多数ノ社員外聴講者」があったという。⁽⁶⁸⁾

昭和一〇年(一九三五)以降は残された「業務報告」・「三才報徳現量鏡」から活動内容の一部がうかがえる。昭和一〇年の業務報告によれば「報徳社付随事業タル地方改善ハ納税完納ヨリトノ主義ノ下ニ、毎回社員ノ国県税市税等ヲ例会ニ持寄、翌日市役所ニ何レモ納期前ニ完納」し、この年、県知事より奨励金と賞状を授与された。平塚報徳社は昭和二年に「国民ノ大義タル納税義務ニ深く留意シ」、「社員一致団結」して納税組合を組織していた。なお、県からの奨励金や市の交付金はその二割以上を基金として

積立て、残りは神社参拝や慶弔の資金にあて「日本精神ノ発揚」に努めるとしている。また、例会では講演会を開催し「思想ノ善導並ニ実業ノ改良及勤儉奨励及ヒ日本精神ノ宣揚ヲ強調」しつつあると報告、さらにこの年は「二宮大先生ノ八十年祭ニ当ルヲ以テ」報徳二宮神社への参拝、祭祀料一〇円の奉納、栢山での「二宮大先生ノ墓参」をおこなった。「土台金及善種金・加入金」については「毎回社員ヨリ積立ヲ為ス之等積立金ハ確実ナル銀行ニ預ケ入レ或ハ社員営業資金ニ貸付ケ償還ノ成績極メテ良好」とし、「社員一同ハ報徳主義ニ対シ報恩感謝ノ念ヲ益々助長シツゝア」という。貸付金の口数は不明だが、この年は四二〇円が年利七%で貸付けられ、その使途は「農業及営業資金」であった。

昭和十三年の業務報告^⑩では、常会において「日支事変ノ時局下ニ於ケル国民精神総動員御布達ノ意ヲ体シ」、「斯道ノ教義ヲ遵奉シ一致団結経済報國ニ添ハン為努力」していることが報告されている。しかし、昭和一四年には常会が「防空演習ノ為開回数減少^⑪」し（開催数一〇回）、翌一五年は人員減少と「隣組ノ事務幅奏ノ為」常会は三回しか開催されず^⑫、昭和一六年以降は貸付金もみられなくなった^⑬。平塚報徳社では戦時体制の進展とともに、報徳主義の戦争へ向けた宣揚や国家意識の鼓吹がなされるも、実質的活動は停滞、空洞化していったと考えられる。

おわりに

近代相模国の報徳運動は福住正兄による報徳教会から始動した。報徳教会は福住の教導職を制度的根拠に設立されたが、教導職の廃止により解会し、明治一五年（一八八二）には報徳会克讓社が結成された。これらの報徳結社にみられる、本社を置き、その資金と指導のもと地域に支社を置く

という方式は、福住が近世の克讓社をモデルにしたものと考えられる。しかし、近世の克讓社のように富者たる地主による富の再分配という性格はなくなり、報徳社は村民の互助的な性格を増した。しかし、克讓社系の報徳社はその後、停滞傾向をみせた。

明治四〇年代になると、神奈川県に多くの遠江国報徳社系の報徳社が結成された。これは馬渡村の井上福松によるもので、彼は神奈川県における近代報徳運動の中興の祖ともいえるが、その背景には日露戦争後の地方改良運動があつた。また、衰退傾向にあつた克讓社系報徳社も地方改良運動を契機に息を吹き返した。中郡における報徳社は地方改良運動を推進する郡長の奨励もあつて続々と設立され、地域において国家の進める地方改良運動の担い手として期待され、また自任していたといえる。報徳社には互助的な資金融通、公益活動、「事業改善」「勤儉奨励」などの講話といった自生的な生活向上にむけた活動があつたが、地方改良運動を契機とした設立にみられるように、国策の地域における担い手や国家意識鼓吹の場にもなった。そして、アジア太平洋戦争の戦時下における報徳社は、国家意識の鼓吹の場としての性格をさらに強める一方で、活動の生活における実質的意味は空洞化していった。

最後に戦後の報徳社の動向をみておきたい。大島報徳社は昭和二三年（一九四八）以降、活動停止状態となった。平成七年（一九八五）八月、同社の整理のため大島報徳社社員協議会が開催され、銀行預金九五四七円を払い戻し、城島東部長寿会に寄付して解散した^⑭。

片岡報徳社は、昭和四六年（一九七一）に休止状態にあつたが、農事研究会と合併し、片岡研究会報徳社と改名した。農事研究会とは、大正四年（一九一五）に「資本、技術、経済の農家に必要な知識の集積」を目的に設立された会であるが、これも合併当時には実質的機能を停止していた。

農事研究会では親睦を兼ねて視察旅行がおこなわれていたが、片岡研究会報徳社もそれを引き継ぎ、視察旅行をおこなった。しかし、その旅行も親睦の意味が強まり、同会は親睦旅行を目的とする会になった。そのため、この会を「旅行研究会」と呼ぶ人もいたという。^⑧

平塚報徳社は昭和五四年四月一五日に「社員老齡、後継者も減少を増の^⑨み」として解社した。

註

- (1) 拙稿「近世報徳『結社仕法』の展開と構造―相州片岡村・克讓社仕法からみる地主仕法の再検討」『関東近世史研究』六三、二〇〇七年
- (2) 「相州大住郡片岡村大澤小才太氏報徳の道に入り一村恢復の事」『大日本帝國報徳』五六、一九〇三年
- (3) 「田畑并大繩場畑地地価取調書上帳」(大澤孝二家文書二四八号)
- (4) 江守五夫「明治期の報徳社運動の史的社会的背景」(明治大学法律研究所『法律論叢』四〇一・二・三、一九六六年)、のち同『日本村落社会の構造』(弘文堂、一九七六年)所収。
- (5) 佐々木隆爾「報徳社運動の階級的性格―静岡県中遠地方の事例を中心に(上)・(下)」『静岡大学法経研究』一七・三・一八一、一九六八・一九六九年
- (6) 宮地正人「地方改良運動における報徳社の機能」『史学雑誌』八〇・二、一九七一年、のち同『日露戦後政治史の研究』(東京大学出版会、一九七三年)所収。
- (7) 足立洋一郎「報徳遠讓社の成立」『静岡県史研究』五、一九八九年
- (8) 足立洋一郎「地方改良運動における報徳運動」『駿台史学』一三三、二〇〇八年
- (9) 稲永祐介「模範村自治の源流―杉山報徳社の社会的紐帯―」『史境』五〇、二〇〇五年
- (10) 福住家文書 文学19号「むかしがたり」報徳博物館寄託
- (11) 佐々井信太郎「福住正兄翁伝」(報徳文庫、一九二四年)
- (12) 『小田原市史』通史編近現代 第九章(宇津木三郎執筆)・金原左門『福

沢諭吉と福住正兄―世界と地域の視座』(吉川弘文館、一九九七年)。なお、福住は旅館の近代化・設備充実の必要性を感じ、明治九〇一年(一八七六)一八七八)にかけて自らの旅館を洋風建築へと建て替え、「金泉楼」「萬翠楼」の二棟を建てた。この二棟は現在、国の有形文化財に登録されている(箱根町立郷土資料館『国重要文化財指定記念 福住旅館金泉楼・萬翠楼―明治の息吹を今に伝える建築と書画』二〇〇三年)。

- (13) 福住家文書 仕法55号 報徳博物館寄託
- (14) 福住家文書 仕法64・68・69号 報徳博物館寄託
- (15) 福住家文書 仕法57号 報徳博物館寄託
- (16) 福住家文書 仕法57号 報徳博物館寄託
- (17) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 No.74
- (18) 「連印簿に退社時の日課銭の割戻しについての規定はないが、名簿上の退社者に「退社割戻ス」との記載がみられることから、退社時には出資した日課銭は割戻されたと考えられる。
- (19) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 附録「偵察録」
- (20) 大畑哲「相州自由民権運動の展開」(有隣堂、二〇〇二年)・土井浩『金目の地域から大志を拓く―金目の自由民権運動―』(平塚市博物館、二〇〇二年)
- (21) 前掲註(20) 大畑著書
- (22) 『平塚市史』5巻 資料編近代1 No.327
- (23) 土井浩「明治十年代・神奈川県下の土地金融活動について―露木卯三郎の負債圏を中心に―」『神奈川県史研究』二七、一九七五年)・大畑哲「秦野の農民騒擾」『秦野市史』通史編3、一九九二年、のち同『相州自由民権運動の展開』有隣堂、二〇〇二年所収。
- (24) 福住家文書 文学19号「むかしがたり」 報徳博物館寄託
- (25) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 No.63
- (26) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 No.64
- (27) 報本社は明治一八年に福住正兄を社長・大澤市左衛門を副社長としてみられ、同年から三二年までの間に福住九蔵や加藤宗兵衛、上野一良らの一族類縁に一〇〇〇五〇〇円ほどの高額の「報徳金」を貸付けている(大澤孝二家文書二九八号)。
- (28) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 No.66
- (29) 飯島正義「秦野地方における報徳社の設立・存在について」『秦野市

史研究』一〇、一九九〇年・『秦野市史』4巻 資料編近代1 No. 368

(30) 『二宮尊徳全集』三六巻五五四頁

(31) 前掲註(1) 拙稿

(32) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 No. 67

(33) 明治四十二年二月の金目村役場への届書では「社員ノ順番ヲ以テ」貸付をおこなうとしている(大澤家文書三三五号)。なお、【表3】には報徳金返済後に納める酬謝金は記されていない。

(34) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 No. 69

(35) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 No. 68

(36) 以下、小田原夏期講演会の概要については、『小田原市史』通史編近代第九章(宇津木三郎執筆)による。

(37) 八木繁樹『報徳運動100年のあゆみ』(龍溪書舎、一九八〇年)一九八頁

(38) 篠田皇民『自治団体之沿革 神奈川県名誉録』(東京都民新報社、一九二七年)

(39) 『横浜貿易新報』明治四十二年四月二日・明治四三年一月二十一日記事

(40) 『平塚市史』6巻 資料編近代 No. 87

(41) 『横浜貿易新報』明治四三年一月二一日記事

(42) 『彙報』『大日本報徳学友会報』七七、一九〇八年

(43) 『横浜貿易新報』明治四三年三月一〇日記事

(44) 『横浜貿易新報』明治四三年三月一〇日記事

(45) 『彙報』『大日本報徳学友会報』一九七、一九一二年

(46) 『彙報』『報徳の友』二三八、一九一六年

(47) 『平塚市史』6巻 資料編近代編2 No. 85

(48) 『横浜貿易新報』明治四三年三月三〇日記事

(49) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 No. 95

(50) 『横浜貿易新報』明治四二年六月六日記事

(51) 『平塚市史』6巻 資料編近代編2 No. 77

(52) 『平塚市史』6巻 資料編近代編2 No. 82・『彙報』『大日本報徳学友会報』八九、一九〇九年

(53) 前掲註(8) 足立論文

(54) 『彙報』『大日本報徳学友会報』一一三、一九一二年

(55) 『横浜貿易新報』明治四二年八月二四日記事

(56) 『平塚市史』6巻 近代資料編2 No. 68

(57) 『神奈川県報徳社社長協議会』『大日本報徳学友会報』二二〇、一九一九年

(58) 『小田原報徳社主催報徳連合会の開催』『報徳の友』二五二、一九一三年

(59) 『全国報徳社大同報告書』『報徳の友』二六三、一九一三年

(60) 『横浜貿易新報』明治四三年二月一日記事

(61) 大島報徳社関係文書「業務報告書綴」平塚市博物館蔵

(62) 『城島村々勢要覧』(城島村役場、一九五三年)

(63) 大島報徳社関係文書「所得申告書」平塚市博物館蔵

(64) 大島報徳社関係文書「業務報告書綴」平塚市博物館蔵

(65) 大島報徳社関係文書「定期巡回録」平塚市博物館蔵

(66) 『平塚市史』6巻 資料編近代2 附録「偵察録」

(67) 平塚報徳社資料目録K 報徳博物館蔵

(68) 平塚報徳社資料「記録」報徳博物館蔵

(69) 平塚報徳社資料「記録」報徳博物館蔵

(70) 平塚報徳社資料「記録」報徳博物館蔵

(71) 平塚報徳社資料「記録」報徳博物館蔵

(72) 平塚報徳社資料「昭和十五年十二月三十一日三才報徳現量鏡」報徳博物館蔵

(73) 平塚報徳社資料「昭和十六年十二月三十一日三才報徳現量鏡・第三十三回業務報告書」・「昭和十九年十二月三十一日現在三才報徳現量鏡」・「昭和二十年十二月三十一日現在三才報徳現量鏡」報徳博物館蔵

(74) 大島報徳社関係文書「大島報徳社整理・解散関係書類」平塚市博物館蔵

(75) 『平塚市民俗調査報告書』4 金目・金田(平塚市博物館、一九八四年)

(76) 平塚報徳社資料「解社届」報徳博物館蔵